

君津中央病院企業団入札約款

平成11年7月1日制定

平成27年6月1日改正

(総則)

第1条 この約款は、君津中央病院企業団が発注する建設工事等（建設工事若しくは製造の請負、物品の購入若しくは賃貸借又は設計、測量、調査等の委託業務その他の役務の提供等をいう。）の契約に係る競争入札その他の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、その他の法令及び規則等に定めるもののほか、必要な手続を定めるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書（別記第1号様式）は、封かんのうえ入札参加者名を表記し、指名通知書に示した時刻までに入札参加者又はその代理人が出頭し提出しなければならない。

3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、委任状（別記第2号様式）を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に誓約書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届（別記第4号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札参加者が1人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめないものとする。

(無効となる入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者（免除の場合を除く。）のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (9) 予定価格が事前公表されている場合においては、その価格を超える入札
- (10) 再度入札の場合においては、前回の最低入札と同額又は上回った入札
- (11) 最低制限価格を設定した場合においては、これを下回った入札
- (12) 低入札価格調査において、事情聴取に協力しない者及び調査報告書の提出に代わる届出をした者及び指示された書類を規定の期限までに提出しない者のした入札
- (13) 積算内訳書の提出を条件とした入札において、積算内訳書の提出がない入札又は入札書と積算内訳書の整合性のない若しくは積算内訳書に不備のある入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第6条 最低制限価格を設けた入札においては、入札参加資格があると確認された者のうち予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けない入札においては、入札参加資格があると確認された者のうち予定価格以下で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、施行令第167条の10第1項並びに第167条の10の2第1項及び第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により契約を締結しようとする場合の落札者の決定方法は別に定める。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第7条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上のときは、当該入札をした者のくじにより落札者（入札参加資格が事後審査の場合は、審査順位）を定める。

2 同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(再度入札)

第8条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。

2 再度入札の回数は原則として1回までとする。

3 入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第9条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第10条 工事又は製造の請負契約に係る入札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りではない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 調査基準価格が設定された入札において調査対象者が落札者となったときは、契約保証の額は契約金額の100分の30以上とする。

(異議の申立)

第11条 入札をした者は、入札後この約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(その他)

第12条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から積算内訳書の提出を求めることができる。

附 則

この約款は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成27年6月1日から施行する。